

造成宅地滑動崩落緊急対策事業

1. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項に規定する特定市町村における造成宅地に滑動崩落等が発生している箇所のうち、防災上重要で滑動崩落対策を緊急かつ重点的に推進することにより、再度災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とし、平成24年度末までに工事着手可能な地区において行われる造成宅地滑動崩落緊急対策事業（地盤の滑動崩落等により被害を受けた造成宅地において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。）とする。

2. 施行地区

造成宅地滑動崩落緊急対策事業は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。

- 一 特定市町村の区域内で、次のいずれかに該当する区域
 - イ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域
 - ロ 同法第3条の規定に基づき指定された宅地造成工事規制区域内で同法第16条の規定に基づく勧告がなされた区域
- 二 地震時に滑動崩落するおそれの大きい造成宅地であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 滑動崩落するおそれのある盛土部分の面積が3,000㎡以上であって、当該盛土上に存在する家屋が10戸以上であるもの
 - ロ 滑動崩落するおそれのある盛土部分の盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ盛土の高さが5m以上であって、当該盛土上に存在する家屋が5戸以上であるもの
- 三 当該盛土の滑動崩落により、次のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの
 - イ 道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（指定市道及び迂回路のないものに限る（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項により指定された災害に限り迂回路のあるものも含む。）））、河川、鉄道
 - ロ 地域防災計画に記載されている避難地又は避難路
 - ハ 家屋10戸以上（当該盛土上に存するものは除く。）

3. 造成宅地滑動崩落緊急対策計画の策定

造成宅地滑動崩落緊急対策事業を行おうとする地方公共団体は、復興交付金事業計画に次の各号に掲げる事項を定めた造成宅地滑動崩落緊急対策計画を添付するものとする。

- 一 対象とする区域

- 二 対象区域の面積
- 三 対象区域の盛土高さ、盛土をする前の地盤面の勾配（2. 二 口の要件に該当する場合に限る。）
- 四 対象区域上に存在する家屋数
- 五 被害が発生するおそれのある施設
- 六 造成宅地滑動崩落緊急対策事業において行われる交付対象事業
- 七 工事完了後の施設の維持管理に関する事項
- 八 その他必要な事項

4. 造成宅地滑動崩落緊急対策事業に係る基礎額

地方公共団体が行う造成宅地滑動崩落緊急対策事業については、当該年度の事業費を次の各号に要する費用とし、基本国費率を2分の1とする。ただし、地域防災計画において避難地又は防災活動拠点として位置づけられている学校、公園、病院等で、当該施設に被害が及ぶと災害に対する対応に広域にわたる重大な支障をきたすおそれがあるものを保全する場合には基本国費率を3分の2とする。なお、対象区域面積1ha当たりの事業費は1億6000万円を限度とする。

- 一 設計費
滑動崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用
- 二 工事費
滑動崩落防止工事（排水工、アンカー工、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用